

令和5年12月26日  
文部科学省  
大臣官房政策課  
サイバーセキュリティ・情報化推進室  
初等中等教育局  
学校デジタル化プロジェクトチーム

文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する  
省令の一部を改正する省令（案）等に関する  
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（案）等に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について」について、令和5年11月15日から令和5年12月14日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計1件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
文部科学省 関係の行政 手続等にお ける情報通 信の技術の 利用に関す る省令 第14条1項 及び2項	<p>国として、デジタル技術の利用に際して、適切なセキュリティが確保されるように配慮されるようにすべきである。</p> <p>省令における「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（略）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。」という部分は、「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（略）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、安全性についての配慮を行った適切な方法によるものとする。」というような記述にし、安全性についての配慮を促し、また安全性への対応についての法令での義務化を行うようにするのが適切と考える。</p>	<p>ご指摘の第14条1項及び2項においては、当該条項が適用される規定ごとに、セキュリティ等の安全性の観点も含めて情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとしております。クラウドサービスの利用に関わらず、手続等における情報通信技術の利用に当たっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、必要な情報セキュリティを確保するための対策を講ずることとなっております。</p>